

2023.4

## 日本赤十字社の活動資金に対する税制上の優遇措置

### 【個人としてご寄付いただいた場合】

税控除区分	募集期間	関係根拠法令	措置の内容
所得の控除 (特定寄付金)	通年	所得税法 第78条 第2項第3号	寄付金の全額(但し、上限は寄付者の年間所得総額の40%)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得額から控除されます。
個人住民税の控除 (総務大臣告示)	4月1日～ 但し、募集金額(950万円)に達した時点で終了させていただきます。	地方税法施行令第7条の17の3	寄付金の全額(但し、上限は寄付者の年間所得総額の30%)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額(府民税+市町村民税)から控除されます。 また、所得税についても、上記特定寄付金と同じ優遇措置が併せて適用されます。※1
相続税の非課税	通年	租税特別措置法第70条	寄付された相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。但し、相続税の申告期限内(相続開始から10カ月以内)の寄付によります。

### ◎ 大阪府内在住の方によるご寄付は全て、所得控除+個人府民税の控除対象寄付金となります。

「市民公益税制」3号指定に該当します。(地方税法第37条の2第1項第3号に規定される寄附金)

・条例指定承認市町村在住の方については、併せて個人市町村民税の適用となります。

・条例指定未承認市町村在住の方については、募集金額の範囲内で寄付金額等により個人住民税の控除(※1)対象となります。

### 【参考】

都道府県	市町村	税控除の内容	備考
大阪府内在住	条例指定承認 市町村 ※2	①所得の控除 ②住民税(府民税) ③住民税(市町村民税)の控除  ※1と控除内容は同じです	※2 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、八尾市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
	条例指定未承認 市町村 ※3	①所得の控除 ②住民税(府民税)の控除	※3 守口市、松原市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市
大阪府外在住	—	①所得の控除	—